学校生活のきまり

高穂中学校校則

第1条　登・下校

1．始業 8:35 までに登校すること。(時間に余裕を持って登校すること)

2．登校後の外出は先生の許可を受けること。

3．定められた下校時刻を厳守すること。

4．部活動終了時刻

時　期	活動終了時刻	完全下校時刻
４月～７月 （中体連夏季大会まで）	１７：４５	１８：００
８月～10 月 （中体連秋季大会まで）	１７：１５	１７：３０
１０月～３月	１６：４５	１７：００

4．自転車・バス通学は、下記該当者に対して許可する。

（1）　自転車通学許可地区（別に定める）

（2）　上記以外の者で、病気その他の理由でバス・自転車通学を希望する者は、許可願を提出し、許可を受けること。

（3）　本校の通学用自転車は、安全な実用車または軽快車を使用すること。

ア．ハンドルは安全面を考慮し、いちじるしい変形のものは禁止する。

イ．スタンドは両立の者を使用する。

ウ．附属品（バックミラー・方向指示器・警報ラッパ・スピードメーター・サイドランプ・不必要なステッカー）等は禁止する。

（4）　自転車の損害賠償責任保険へ加入する。

（5）　自転車を運転するときは、ヘルメットを着用する。

※登下校に際しては、交通ルールを守り、安全な運転を心がけること。

第2条　服装

1．登校に際しては、制服を着用すること。

2．名札をつけること。

3．頭髪は、特に定めないが清潔であること。

4．上履き・体育館シューズについては、規定のものを使用すること。

本校の制服を次のように定める。

・学校指定のブレザー、スカート、ズボンを着用すること

・夏季は白色カッターシャツもしくはポロシャツを着用すること。(※ワンポイントは不可)

その他

・学生服の内は、白色カッターシャツもしくはポロシャツを基本とし、防寒着を着用してもよい。
・靴下またはストッキング等を着用する。
・防寒服は、コート、ジャンパー、部活動で使用するウインドブレーカー等とする。
・通学用靴は、運動靴とする。
・制服を加工・変形して着用しない。

第3条　諸注意

1．学習生活に不必要なものは、学校に持って来ないこと。(携帯電話や遊具、**貴重品**等)
2．不必要な金銭は、所持しないこと。
3．**学生証**は常に携帯すること。
4．登下校時の買い食いはしないこと。

第4条　清掃

1．清掃時は協力して担当場所を清掃する。

第5条　校則改定

1．本校則について改善の必要があると認めた場合、生徒会・ＰＴＡの意見を尊重しながら改定できる。

諸届・証明

1．**次の事柄については、連絡すること**。
（1）　遅刻・早引き・見学
（2）　欠席（電話で担任に届け出る）
（3）　アルバイト（休暇中のアルバイトも含む）
（4）　特別な事情での自転車、バス通学（担任に申し出る）

約束事

1．チャイムが鳴るときには、教室に入って自分の席に着く。
2．挨拶をして授業を始める。
3．ベランダ、非常階段を教室移動に使わない。
4．必要時以外は職員室への出入りはしない。(入退室の時には「失礼します」「失礼しました」)
5．上靴、下靴、体育館シューズの区別をしっかりとつける。(１階ピロティ―は下靴)
6．給食について
（1）　全員が揃ったら「いただきます」、終わりのチャイムが鳴ったら「ごちそうさま」をする。
（2）　飲み物については、お茶や水、スポーツドリンク（ペットボトル持ち帰りで〇、ビン・カンの容器は×）とし、休日の部活時も同じとする。

中学校の生活のきまり

（１）身だしなみの約束　　制服を着用します。

【頭髪】

髪型…特に定めないが清潔であること

学校指定の制服とする

夏季は白色カッターシャツもしくは
白色無地のポロシャツを着用

男女とも
名札をつけること

上履き、体育館シューズは
規定のものを使用。

【共通】

- 学生服の下は、白色カッターシャツ、白色無地のポロシャツを基本とし、防寒着を着用することができる。
- 靴下またはストッキング等を履くこと。
- 防寒着は、コート、ジャンパー、部活動で使用するウインドブレーカーなどとする。
- 通学用靴は、運動靴とする。（ブーツなどは不可）
- 制服を加工・変形して着用しない。

【その他】

・野球のアンダーシャツなどで、襟から出るものは不可。

・スカートを折らない。折っていなくても切るなどして短い場合は新しいものを準備すること。

（２）持ち物の約束

学校生活に必要ないものは持ってこない

■貴重品（お金や高価なもの）は、学校に持ってこない。

※部活動の集金などで持ってきた場合は朝の会で担任に預けること。

■不要物（勉強に必要ないもの）は、学校に持ってこない。（カッターナイフは危険なので×）

①携帯電話の校内持ち込みは原則禁止です。

②アメやガムなどの菓子類を持ってきてはいけません。

③マンガや雑誌、トランプ、ゲーム機などを持ってきてはいけません。

（３）通学にかかわる約束

通常の登下校はもちろん、放課後や休みの日でも、
登校するときは、標準服か体操服で登校します。

自転車

・安全な実用車または軽快車を使用すること。

・ハンドルは安全面を考慮し、いちじるしい変型のものは禁止する。

・スタンドは両立のものを使用する。

・自転車の鍵の管理を徹底すること。

・自転車を運転するときは、ヘルメットを着用する。（あごひもをしっかりとめること）

・道路での並進を禁止する。

・必ず自転車通学許可シールを貼ること。自転車を変えた場合等については担任に申し出て、再度シールをもらうこと。（再発行は無料）

・登校してきたら自転車は奥から詰めて駐輪し、必ず施錠して各自で鍵を管理すること。

（４）校内生活についての約束

いったん登校したら、忘れ物を取りに帰ったり、昼食を買いに出たりするなど、学校の敷地外に出てはいけません。

＊時間について

・８：３５までに登校する。朝読書に取り組む。集配係は集配ボックスにあるプリントなどを配る。
・授業の間の休み時間は、終了のチャイムが鳴るまでに教室に入り、次の教科の準備をして着席しておくこと。
・4 校時終了後、配膳係は給食の準備をし、全員そろって「いただきます」ができるようにすること。
・6 校時終了後 5 分後が帰りの会開始のチャイム。着席して待つこと。

＊教室移動について

自分のクラス以外の教室には入らない。用がある場合は、入口から呼んですませること。できるだけ物の貸し借りをなくす。自分のものには名前を必ず書いておくこと。
移動教室の場合は、日直が日誌についている鍵で施錠する。ベランダ側の窓や後ろの扉を閉めるのを忘れないこと。蛍光灯やストーブを消すのを忘れないこと。

＊ベランダ

非常時以外は出ない。物を置かないこと。

＊トイレ

自分の学年のトイレを使うこと。ほかの階のトイレは使わない。
必要な時以外にトイレに入らない。
洗い場をきれいに使うこと。トイレットペーパーやごみを流さない。
いたずらをしないこと。

＊保健室

保健室の利用は休み時間とする。ただし、体調が悪い場合には教師の許可を得て使用する。
① 教科の先生に伝える　→　②許可を得て、職員室もしくは保健室に行く
原則、1 日 1 時間のみの使用とし、体調が悪いときは保護者に連絡して早退を考える。
最終校時については保健室利用ではなく早退を考える。
早退したら家についた時点で学校に無事着いたことを連絡する。
保健室の使用が悪い場合は保健室の使用を禁止することも考える。

＊職員室

職員室に用がある場合は
① 扉をノックする。→②失礼します。→③●年●組の○○（名前）です。
→④用件を伝える。→⑤失礼しました。

（５）いろいろな届け出について

①欠席の連絡は 8：20 までに保護者が学校に連絡する。もしくは Teams で欠席連絡すること。
②自転車通学は「許可願い」を始業式後に配布。必要事項の記入、カッパとヘルメットの確認ができた生徒にはシールを配布する。
②名札は、入学時に「ピン付(150 円)」と「縫いつけ用(150 円)」の 2 種類を渡すが、在学中に紛失した場合は、担任に申し出る。
基本的に予備名札が必ず一つある状態にすること。予備名札は担任が管理する。

（６）授業を受けるときの約束

授業は学校生活で一番大切な時間です。

① 体育以外の授業は原則「制服」で受けます。
② チャイムが鳴る前に、授業の準備をして、自分の席に座ります。
③ 授業の始まりに遅れたり、途中で教室から出たりしてはいけません。
④ 姿勢を正しくして、前を向いて授業を受けます。
⑤ 授業中の私語（おしゃべり）や勝手な言動は周りの人の授業の妨げになります。絶対にしないようにしましょう。
⑥ 文房具や学習用具は各自が準備し、貸し借りがないようにしましょう。
⑦ 学習用具の忘れ物をした場合は、授業が始まるまでに担当の先生に相談に行きましょう。
⑧ 先生の話をよく聞き、学習活動にすすんで参加しましょう。
⑨ 授業中に配られるプリント類には名前を書き、大切に保管しましょう。
⑩ 宿題は家でするようにして、家庭学習の習慣をつけましょう。また、提出物は締め切り日を守りましょう。